

議案第 89 号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定
について

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

川崎市保育・子育て総合支援センター条例（令和元年川崎市条例第 12 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号
を加える。

(5) 法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通
園支援」という。）に関する事（規則で定めるセンターを除く。）。

第 6 条第 1 項中「又は一時預かり保育」を「、一時預かり保育又は乳児等通
園支援」に、「にあつては、」を「にあつては」に改め、「乳児又は幼児」の
次に「を、乳児等通園支援にあつては法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児又
は幼児」を加える。

第 6 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 乳児等通園支援に要する費用として規則で定める額

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、一部の保育・子育て総合支援センターにおいて乳児等通園支援事業を行うこととするため、この条例を制定するものである。